

博士学位論文の審査及び博士最終試験の基準

大阪大学大学院理学研究科は、博士学位論文の審査及び博士最終試験について、次の基準を設ける。なお、この基準に定めるもののほか、当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

- 1．博士の学位を受ける者は、当該専攻分野に関する高い学識を備え、かつ高度な専門的研究能力を有すること。
- 2．博士学位論文は、当該専攻分野において高度な学術的価値を有する研究結果を含み、論理的かつ明瞭に記述されていること。論文に含まれる研究結果が複数の研究者の共同による場合は、学位を受ける者の貢献が顕著であると認められること。
- 3．博士学位論文に記述された内容については、各専攻の論文発表会において学術研究に相応しい発表及び討論がなされること。なお、原則として論文発表会は公開とする。
- 4．博士学位論文の主要部分は、既に学術論文として公表されているか、若しくは学位を授与された日から 1 年以内に公表される予定であること。